

カード時代のポイント 稼ぎの才覚と税金問題

割り勘で支払った領収書をみたら、カード支払にチェックマークが付いていた、なんてことがありました。会社から出張旅費等の仮払いを受けて、その現金を使わずに、自分のクレジットカードで決済する、というようなことをする人もいます。カード支払は印紙税課税の対象外なのでその旨の記載があるのです。

飛行機利用の出張で溜まったマイルは誰のものか、支払者たる会社のものか、利用者個人のものか、という議論があります。公務員の公費出張の場合、航空券購入は税金で賄われますので、マイルを溜めて、家族旅行に利用するというのは、納税者の納得を得にくいところです。

数年前のことですが、外務省局長がマイルを利用していつも飛行機はファーストクラスを使っているとの週刊誌の記事を基に政府に何度も事実確認を迫っていた国会議員の質問主意書（注、前月号で趣意書としましたが主意書と訂正します）がネットで確認できます。その後、多くの中央官庁は公務員のマイル取得自粛を申し合わせており、カード利用のポイントも含めて禁止しているところもありますが、罰則はないようです。

マイルやポイントを利用して、個人がその恩恵に与ったら、それは所得の発生と言えます。個人の事業や副業に利用する場合は、経費の節約で、自動的に所得に反映さ

れます。個人的消費に利用する場合でも、金額僅少ならば、少額不追及で済みそうですが、金額が大きくなったら、課税関係を無視できないことになるかもしれません。マイルやポイントを厳密に会社管理しているところもあるらしく、そういう場合の個人利用は現物給付としての給与課税の対象になりそうです。

お店の側のポイントの取り扱いに触れますと、法人税については、引き換え日基準で売上と両建てで損金算入です。販売日基準で損金経理により未払金計上可の場合もあります。消費税については、ポイントの発生・発行時は不課税、ポイントの交換・売買は非課税、ポイントの利用時での商品券・電子マネーへの交換は不課税です。現金交換（キャッシュバック）は課税（対価の返還）、支払い代金の控除や相殺は、不課税です。

秋。子規が法隆寺の茶店で、「柿くへば…」と名句を吟じましたが、柿は最も日本人の好む秋の果物です。「子規よりも多くの柿を食ひ得しか 瓜人」

秋は社員旅行、運動会、その他各種大会が盛んに行われます。レクリエーションを実施した場合は、費用やスケジュールの資料はきちんと保存しておくこと。次回の参考にも、税務調査の証拠資料にも有効です。

8日寒露、23日霜降。



人生は道路のようなものだ。
一番の近道は、
たいてい一番悪い道だ。

（イギリスの哲学者 ベーコン）

10月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○ 9月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）	10日	○ 9月分個人住民税特別徴収分の納付	
○ 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知（税務署長より）	15日		
○ 8月決算法人の確定申告	31日	○ 8月決算法人の確定申告	
○ 25年2月決算法人の中間(予定)申告	"	○ 25年2月決算法人の中間(予定)申告	
	"	○ 個人住民税の普通徴収第3期納付	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。